

「市報にいがた」デザイン・レイアウト等業務委託仕様書

(令和6年8月～令和7年3月分)

1. 件 名

「市報にいがた」デザイン・レイアウト等業務

2. 「市報にいがた」について

(1) 発行目的

市民が市政への理解を深めるとともに、新潟市に愛着を持ち、新潟市を誇りに思うきっかけとなるよう市の施策や魅力を市民に分かりやすく効果的に伝えることを目的とする。

(2) 発行・配布について

第1週・第3週の日曜日の月2回、1回当たり約21万5千部発行し、新聞折込と新聞未購読世帯への戸別配送により世帯配布する。また、新潟市LINE公式アカウントでのプッシュ配信や新潟市ホームページへの紙面掲載などで市民に情報を届ける。

区役所だより（左綴じ）との合体で、全8頁タブロイド判で発行する。「市報にいがた」部分は、そのうち5頁分（右綴じ）となる。また別途同日に「別冊市報にいがた情報ひろば」4頁の発行を行う。

(3) 編集方針

高齢世代や子育て世代など訴求対象（ターゲット）を明確にしなが、ターゲットを意識した政策特集やレイアウトを取り入れ、内容の充実を図る。

また、WEBメディアとの連携や市民参画を意識しながら、市の重要な施策や魅力ある情報を重点的に発信する。

第1週号は高齢世代を、第3週号は子育て世代を主なターゲットとし、掲載する情報を集約化し、ターゲットを意識した情報やデザインなどにするこ、情報を見つけやすい工夫を行う。また、高齢世代向けの記事は文字を大きくするなど、レイアウトなどや紙面デザインもターゲットに配慮する。特集頁では取材、写真撮影に注力して記事に厚みを持たせ、市民により伝わる紙面にする。

3. 業務内容

(1) 「市報にいがた」デザイン・レイアウト等

ア 1回につき5頁分の印刷用版下データ（4色カラー）、ホームページ用データ（HTML版及びPDF版）、テキストデータを作成する。

デザイン、レイアウト、イラストの使用などデザイン・レイアウト等に係る一切の作業工程および進行管理を含む。

イ 校了後の印刷用版下データ（印刷用高解像度PDFデータ）を市の指定する印刷事業者へ納品する。

ウ ホームページ用データ（HTML版及びPDF版）を市の指定する場所へ納品する。

エ テキストデータを新潟県視覚障害者福祉協会及び市の指定する場所へ納品する。

4. 紙面構成

(1) 紙面の内容

表紙(1面) 題字、発行日、発行号、目次、コールセンターや人口情報
特集紙面に誘導する写真・イラストの掲載、市長随想

特集(2・3面) 市が指定する施策特集の記事の掲載(広告スペース以外)

記事(4面) 市が指定する4~6件程度の記事の掲載(広告スペース以外)

記事(5面) 市が指定する3~5件程度の記事の掲載。連載記事、ミニ特集など(広告スペース以外)

※第3週号は特集は2面のみ。3~5面を記事面とする

(2) 発行回数と紙面数は別紙1のとおりとする。

5. 校正について

校正スケジュールの案は別紙2のとおりとする。ただし、市と受託者との協議の上、変更できるものとする。

6. 委託の条件等

(1) 製作体制及びスタッフ

- ① 「市報にいがた」を担当する専任チーム(編集・撮影等の作業全体を統括する統括管理者、デザイナー等で構成)を組んで、作業を体系的に進めるようにすること。各スタッフは、これまで自治体が発行した同様の広報紙や情報誌などの製作経験がある者となるように努めること。
- ② 編集スタッフを統括するディレクター等が、常に市と協議できる体制にあること。
- ③ 主要スタッフ全員と市の担当者を含めた共同企画会議等を開催できること。
- ④ 市が指定するときに進行状況の報告をすること。

(2) デザイン・レイアウト等、校正

ア 表紙・特集について

①共同企画会議(特集会議)及び入稿

市と受託者で実施する。市は、表紙・特集の趣旨説明を行い、特集初校の作成に必要な題字や記事、写真を受託者に共同企画会議で提供する。受託者は、市からイメージなどを聞き取りよりよい紙面づくりのために、後日追加で記事や写真などを求めること、助言等を行うことができる。

受託者は、市で提供ができないイラストや写真等(地図や表、マーク等も含む)を準備する。

②特集初校

受託者は、共同企画会議の結果を反映し、写真やイラストを多用するなど視覚に訴える紙面を2案作成し、PDFファイルなどで市に提供する。市から提供された記事等を加筆・削除・修正した場合はその部分分かるようにする。

市は2案のうち1案を選出し、赤字で校正指示を行う。

③特集再校、三校、四校

受託者は、PDFファイルなどで紙面を市に提供する。市から提供された記事等を加筆・削除・修正した場合はその部分分かるようにする。市は赤字で指示し校正指示を行う。市は、広告の入稿を併せて行う。

④特集最終校

受託者は、PDFファイルなどで紙面を市に提供する。市から提供された記事等を加筆・削除・修正した場合はその部分分かるようにする。市は赤字で指示し校正指示を行う。最終校の校正作業は、市が校了とするまで数回くり返し行う。

イ 記事頁について

①記事の入稿

市は記事初校の作成に必要な記事や写真等を受託者に提供する。受託者は、市で提供できないイラストや写真等（地図や表、マーク等も含む）を準備する。

②記事初校

受託者は、紙面を1案作成しPDFファイルなどで市に提供する。市は赤字で校正指示を行うとともに、別途広告代理店より入稿される広告の配置を指示する。

③記事再校

受託者は、PDFファイルなどで紙面を市に提供する。市から提供された記事等を加筆・削除・修正した場合はその部分分かるようにする。市は赤字で指示し校正指示を行う。

④記事最終校

受託者は、PDFファイルなどで紙面を市に提供する。市から提供された記事等を加筆・削除・修正した場合はその部分分かるようにする。市は赤字で指示し校正指示を行う。最終校の校正作業は、市が校了とするまで数回くり返し行う。

(3) 写真データの扱い、著作権の帰属

①紙面で使用する写真は、原則として市が提供するものとする。写真素材を受託者で保有している場合は、その使用も可とする。ただし、過去3年以内に撮影されたものとし、著作権を自らで保有しているものに限る。その写真については、写真データを市に納品後、受託者の許可なく市が他の目的に使用できるものとする。

②紙面作成のために新規で撮影した写真は、未使用の写真を含めて市へ納品すること。掲載した写真と撮影写真のデータは、使用・未使用を分けてファイリングし納品すること。

③成果物の著作権は、未使用の写真も含め市に帰属するものとする。

(4) 題字の使用

題字は市の指定するものを使用する。

(5) 再委託について

①受託者は、あらかじめ書面により市の承諾を得たときに限り、他の業者に再委託することができる。

②上記①により再委託する相手は、原則として新潟市内に本社・支社または営業所を有する者とする。

7. 規格など

読みやすさ見やすさなどに配慮したフォント、書体、デザイン、カラーを使用し、ユニバーサルデザインなどを取り入れること。

8. 成果物

受託者は、次の成果物を市が指定する期日までに市の指定する場所へ納品すること。

- (1) 校了後の印刷用版下データを市の指定する印刷事業者へ納品し、同じデータを市に納品すること。
- (2) 新規で撮影した写真は、未使用の写真を含めて市へ納品すること。掲載した写真と撮影写真のデータは、使用・未使用を分けてファイリングし納品すること。
- (3) ホームページ用データ（HTML版及びPDF版）を市が指定する方法で市へ納品すること。
- (4) テキストデータを市が指定する方法で新潟県視覚障害者福祉協会及び市の指定する場所へ納品すること。

9. その他

- (1) 詳細は協議により決定することとする。また、契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度協議のうえ決定する。
- (2) 業務受託により知り得た個人情報や市の情報等は外部に漏れないよう、厳重に管理すること。

令和6年度 市報にいがた発行回数(8~3月)

別紙1

	号数	発行日	発行概算 部数	ページ数		
				表紙	特集	記事
月 2 回 発 行	2820	8月4日	215,000部	1	2	2
	2821	8月18日	215,000部	1	1	3
	2822	9月1日	215,000部	1	2	2
	2823	9月15日	215,000部	1	1	3
	2824	10月6日	215,000部	1	2	2
	2825	10月20日	215,000部	1	1	3
	2826	11月3日	215,000部	1	2	2
	2827	11月17日	215,000部	1	1	3
	2828	12月1日	215,000部	1	2	2
	2829	12月15日	215,000部	1	1	3
	2830	1月5日	215,000部	1	2	2
	2831	1月19日	215,000部	1	1	3
	2832	2月2日	215,000部	1	2	2
	2833	2月16日	215,000部	1	1	3
	2834	3月2日	215,000部	1	2	2
2835	3月16日	215,000部	1	1	3	
合計				16	24	40

校正スケジュール

		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
月2回発行	1週号																												
	特集面																												
	記事面																												
	発行																												
3週号	1週号																												
	特集面																												
	記事面																												
	発行																												

- ・共同企画会議及び記事だしは、午前9時から午後5時の間に行う
- ・特集及び記事面の初校～最終校は、受託者が市に午前9時までに行う。
- ・特集及び記事面の入稿、記事だしは、市が受託者に午前9時までに行う。